別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

森林法第34条第2項の特例措置

(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第3号)関係

森林法第34条第2 項の特例の適用を 受けようとする者	PQ 7H						
21,6,0	又は 名 称						
本サ(上地)の託左担託		市	町				
森林(土地)の所在場所		郡	村	大字	字	地番	
保安林の指定の目的							
行 為 の 方 法							
期間	始期						
炒门印	終期						
備考							•

(注)1 行為を行うべき箇所ごとに作成すること。

- 2 「行為の方法」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1)立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3)家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4)下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5)土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類(土石の採掘の場合に限る。)、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用 目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 3 面積を記載する場合にあっては、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載する こと。
- 4 「森林(土地)の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「期間」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

- (3) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合(法第22条の2第4項各号(第3号を除く。)に掲げる行為に係る場合を除く。)には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)
- (4) 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
- (5) 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
- (6) 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類(森林法施行規則第61条第2項の規定により添付を省略することができる場合を除く。)
- (7) その他必要と認める書類